

受付印

東日本大震災により被災した土地又は家屋の 代替土地又は家屋に係る固定資産税の特例適用申告書

年 月 日

神栖市長 様

申告者	住所・所在	〒 ー				
	氏名・名称				電話番号	

地方税法附則第56条第10項及び第11項の規定（東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は家屋に係る固定資産税）の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

なお、添付した戸籍謄本等に不足がある場合は、担当課に交付請求されることに同意します。

納税義務者	住所・所在	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ					
	氏名・名称	<small>※ 被災資産の所有者との関係（ ）内に記入してください。</small>					
代替資産 の状況	資産区分	所 在	地番・家屋番号	地積・床面積	地目・種類・構造	使用目的・用途	共有持分
				㎡			
				㎡			
				㎡			
				㎡			
取得年月日等		土地	年 月 日	家屋	年 月 日	<input type="checkbox"/> 被災住宅用地・ <input type="checkbox"/> 被災家屋の所有者と同居する（予定）	
被災資産 の所有者	住所・所在	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ					
	氏名・名称						
被災資産 の状況	資産区分	所 在	地番・家屋番号	地積・床面積	地目・種類・構造	共有持分	
				㎡			
				㎡			
				㎡			
				㎡			

- 1 「代替資産」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋又はその敷地に代わるものとして取得した家屋又は土地をいう。
- 2 「被災資産」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋又はその敷地をいう。
- 3 特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面の「東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は家屋に係る固定資産税の特例適用申告書の記入の仕方」をご覧ください。

東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は家屋に係る固定資産税の特例適用申告書の記入の仕方

◎ 特例の内容と適用条件

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋(被災家屋)又はその敷地が住宅用地(被災住宅用地)である所有者が、代替家屋又は被災住宅用地に代わる土地(代替土地)の取得に係る固定資産税の特例の内容と適用にあたっての要件は次のとおりです。

1 特例対象者

- (1) 被災住宅用地又は被災家屋の所有者(被災住宅用地又は被災家屋が共有物の場合は、その持分を有する者)
- (2) 被災住宅用地又は被災家屋の所有者に相続が生じたときの相続人
- (3) **土地:**個人の被災住宅用地の所有者の三親等内の親族で、代替土地の上に新築される家屋に当該所有者と同居する予定であると認められる者
家屋:個人の被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族
- (4) 被災住宅用地又は被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等
※ 震災時に借家住まいで震災後に家屋を取得された場合は、震災特例の対象になりません。

2 被災住宅用地要件

表面注意書き2の被災家屋の敷地に平成23年度において住宅用地の特例(地方税法第349条の3の2)の適用を受けていたことが必要です。

3 被災家屋要件

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋で、解体撤去又は売却等の処分をしていることが必要です。

なお、ここでいう「損壊」とは家屋が著しく損傷を受け、又は破壊された状態を指し、窓ガラスや造作の部分的な破損・屋根瓦が数枚落下した等の容易に修繕できるもの、壁面の軽微なひび割れ等で震災前の用途として使用することに支障とならない程度のもの等、軽微なものは含みません。

4 震災特例対象土地要件

原則として被災住宅用地の所有者が、当該被災住宅用地の代わりとして市長が認める土地を取得した場合の当該取得された土地

5 震災特例対象家屋要件

原則として被災家屋の所有者が、被災家屋の代わりとして取得した家屋(原則として被災家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限ります。)

6 取得期間

平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得された家屋又は土地(被災家屋も同期間内に処分されていることが要件となります。)

7 特例の内容

- (1) **土地:**代替土地のうち被災住宅用地に相当する部分を取得後3年度分について、当該土地を住宅用地とみなします。
- (2) **家屋:**代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4年度分を2分の1、その後の2年度分を3分の1減額します。

◎添付書類

- ① 被災住宅用地及び代替土地又は被災家屋及び代替家屋の所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地等を証する書類
⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳登録(記載)事項証明書」及び「住民票(写)」又は「商業登記簿謄本(写)」
- ② 被災住宅用地及び代替土地又は被災家屋の所在地を証する書類
⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳登録(記載)事項証明書」及び「不動産登記簿謄本(売買契約書(写)等でも可)」
- ③ 被災住宅用地に存する法第349条3の2第1項に規定する家屋又は被災家屋が震災により被害を受けたことについて当該被災住宅用地の所在地の市町村長が証する書類、その他当該被災家屋が、震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類 ⇒ 「り災証明書(写)」及び「解体契約書(写)」 (※ 申請時に被災家屋が未処分の場合は「代替家屋特例に係る被災家屋の処分についての申立書処分についての申立書」も必要です。)
- ④ 平成23年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受けたことを証する書類及び代替土地を法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地として使用する予定であることを約する書類 ⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳登録(記載)事項証明書」及び「震災特例申告書」
- ⑤ 被災家屋が、平成23年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録されていた旨を証する書類、その他被災家屋が存したことを証する書類
⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳登録(記載)事項証明書」
- ⑥ 被災住宅用地の面積(被災住宅用地が共有物であるときは共有持分)を証する書類
⇒ 「不動産登記簿謄本(写)」又は「平成23年度固定資産課税台帳登録(記載)事項証明書」及び共有物の場合は「登記簿謄本(写)」
- ⑦ 震災特例の適用を受けようとする代替家屋の詳細を明らかにする書類 ⇒ 「不動産登記簿謄本(写)」又は建築確認申請若しくは建築図面等
- ⑧ 代替土地の面積(代替土地が共有物であるときは共有持分)を証する書類
⇒ 「不動産登記簿謄本(写)」又は「平成23年度固定資産課税台帳登録(記載)事項証明書」及び共有物の場合は「登記簿謄本(写)」
- ⑨ 相続人等が震災特例の適用を受けようとする場合は、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、その他相続人等に該当する旨を証する書類
⇒ 「戸籍謄本(被災住宅用地の所有者との関係が分かるもの。以下「全部事項証明書」のことをいう。)」又は「商業登記簿謄本(写)」
- ⑩ 三親等内の親族が震災特例の適用を受けようとする場合は、代替土地の上に新築される家屋に被災住宅用地の所有者と同居する予定であることを約する書類
⇒ 「震災特例申告書」
- ⑪ 三親等内の親族が震災特例の適用を受けようとする場合は、被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族であることを証する書類 ⇒ 「戸籍謄本」
- ⑫ 被災住宅用地又は被災家屋の所有者が合併により消滅したときに、合併後存続する法人、合併により設立された法人又は被災住宅用地又は被災家屋に係る事業を承継した分割承継法人であることを証する書類
⇒ 「商業登記簿謄本(写)」

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※ 必要に応じて被災家屋の所在する市町村へ問い合わせをさせていただきます場合があります。